# 引越家マックだから出来る！
# 買取サービス

引越の際にでてきた、ブランド品や貴金属など、使わないけど捨てるのは
もったいないモノを、弊社の鑑定士が1点1点丁寧に査定します！
引越作業と一緒に買取サービスが行えるので、とっても便利なサービスです。



## 金・貴金属・バック・掛け軸・絵画・万年筆・壺　etc...

## 来店不要の買取サービス

### 無料宅配キットの内容



**ダンボール**
ダンボールのサイズを選びます。



**買取申込書**
お客様の情報や振込先口座をご記入いただく約款です。



**着払い送り状**
送り先記入済みの送り状です。

### 買取までの流れ

**お申し込み**
お電話にてご連絡ください。その際にご希望の訪問日時や、わかる範囲でお品物の概要をお知らせください。

**ご訪問・査定**
お約束の日時にお伺いいたしますので、お売りいただくお品物をお見せください。その場で査定いたします。

**買取成立**
査定金額にご納得いただけるようでしたら、現金にてその場でお支払いさせていただきます。



**おたふく 尼崎店** 営業時間：10:00～18:30　定休日：不定休
〒661-0012 兵庫県尼崎市南塚口町1-7-11 エクセレンスビル2階
**お気軽にお電話ください！**
06-6424-4555　06-6424-4556

株式会社 引越家マック　近畿運輸局事業者番号 640002105 / 古物許可番号　兵庫県公安委員会 第 63161080008 号

# あなたの暮らしを完全サポート!!




引越家マックキャラクター
まっくん・まっこちゃん

## 株式会社 引越家マック

近畿運輸局事業者番号 640002105

**西宮 / 尼崎 受付**　フリーダイヤル 0120-846-029

**神戸 / 明石 受付**　フリーダイヤル 0120-848-029

**姫路 / 加古川 受付**　フリーダイヤル 0120-840-029

http://www.hikkoshiyamac.com/

# 標準引越運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十七号）

最終改正 平成十五年 国土交通省告示第百七十号

目 次


第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　見積り（第三条）
第三章　運送の引受け（第四条・第五条）
第四章　荷物の受取（第六条－第八条）
第五章　荷物の引渡し（第九条－第十二条）
第六章　指図（第十三条・第十四条）
第七章　事故（第十五条－第十七条）
第八章　運賃等（第十八条－第二十一条）
第九章　責任（第二十二条－第二十九条）


## 第一章　総則

（適用範囲）

第一条　この約款は、一般貨物自動車運送事業により行う運送のうち車両を貸し切ってする引越運送及びこれに附帯する荷造り、不用品の処理等のサービスに適用されます。ただし、事業所等の移転であって、この約款によらない旨をあらかじめ告知した場合には、適用されません。

2　この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。

3　当店は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

（受付日時）

第二条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

## 第二章　見積り

（見積り）

第三条　当店は、引越運送及びこれに附帯するサービスに要する運賃及び料金（以下「運賃等」という。）について、試算（以下「見積り」という。）を行います。

2　見積りを行ったときは、次の事項を記載した見積書を申込者に発行します。

一　申込者の氏名又は名称、住所及び電話番号
二　荷受人の氏名又は名称、住所及び電話番号
三　荷物の受取日時及び引渡日
四　発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
五　運賃等の合計額、内訳及び支払方法
六　解約手数料の額
七　当店の名称、事業許可番号、住所、電話番号、見積り担当者の氏名及び問い合わせ窓口電話番号
八　荷送人及び荷受人並びに当店が行う作業内容
九　その他見積りに関し必要な事項

3　前項第五号の記載については、第三号及び第四号の事項並びに積込み又は取卸し作業等に応じて運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。

4　見積料は請求しません。ただし、発送地又は到達地において下見を行った場合に限り、下見に要した費用を請求することがあります。この場合には、見積りを行う前にその金額を申込者に通知し、了解を得ることとします。

5　当店は、見積りの際に内金、手付金等（前項ただし書の規定による下見に要した費用を除く。）を請求しません。

6　当店は、見積り時に申込者に対して、この約款を提示します。

7　当店は、見積書に記載した荷物の受取日の二日前までに、申込者に対して、見積書の記載内容の変更の有無等について確認を行います。

## 第三章　運送の引受け

（引受拒絶）

第四条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、引越運送の引受けを拒絶することがあります。

一　運送の申込みがこの約款によらないものであるとき。
二　運送に適する設備がないとき。
三　運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。
四　運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
五　天災その他やむを得ない事由があるとき。

2　荷物が次に掲げるものであるときは、当該荷物に限り引越運送の引受けを拒絶することがあります。

一　現金、有価証券、宝石貴金属、預金通帳、キャッシュカード、印鑑等荷送人において携帯することのできる貴重品
二　火薬類その他の危険品、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼす恐れのあるもの
三　動植物、ピアノ、美術品、骨董品等運送に当たって特殊な管理を要するため、他の荷物と同時に運送することに適さないもの
四　申込者が第八条第一項の規定によるその種類及び性質の申告をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないもの

（連絡運輸又は利用運送）

第五条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた荷物の運送を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することがあります。

## 第四章　荷物の受取

（荷物の受取を行う日時）

第六条　当店は、見積書に記載した受取日時に荷物を受け取ります。

（荷造り）

第七条　荷送人は、荷物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、荷物の荷造りが運送に適さないときは、荷送人に対し必要な荷造りを要求し、又は荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

3　前二項の規定にかかわらず、当店は荷送人からの申込みに応じて、荷送人の負担により必要な荷造りを行います。

（荷物の種類及び性質の確認）

第八条　当店は、荷物を受け取る時に、第四条第二項各号に掲げる荷物、貴重品（第四条第二項第一号及び第三号に掲げるものを除く。）、壊れやすいもの（パソコン等の電子機器を含む。第二十四条第二項において同じ。）、変質若しくは腐敗しやすいもの等運送上特段の注意を要するものの有無並びにその種類及び性質を申告することを荷送人に求めます。

2　当店は、前項の場合において、その種類及び性質につき荷送人が告げたことに疑いがあるときは、荷送人の同意を得て、その立会いの上で、これを点検することができます。

3　当店は、前項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告したところと異ならないときは、このために生じた損害を賠償します。

4　第二項の規定により点検した場合において、荷物の種類及び性質が荷送人の申告と異なるときは、点検に要した費用は荷送人の負担とします。

## 第五章　荷物の引渡し

（荷物の引渡しを行う日）

第九条　当店は、見積書に記載した引渡日に荷物を引き渡します。また、荷物受取時に、引渡日時を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（荷受人が不在の場合の措置）

第十条　荷受人が見積書に記載した引渡日に引渡先に不在のおそれのある場合には、あらかじめ荷送人に対し、荷受人に代わって荷物を受け取る者（以下「代理受取人」という。）の氏名及び連絡先の申告を求めます。

2　荷受人が見積書に記載した引渡日に不在であった場合には、当該代理受取人に対する荷物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しとみなします。

（引渡しができない場合の措置）

第十一条　当店は、荷受人又は代理受取人（以下「荷受人等」という。）を確知することができないとき、又は荷受人等が荷物の受取を怠り若しくは拒んだとき、若しくはその他の理由によりこれを受け取ることができないときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

2　前項に規定する指図の請求及びその指図に従って行った処分に要した費用は荷送人の負担とします。

（引渡しができない荷物の処分）

第十二条　当店は、相当の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷物を倉庫営業者に寄託し又は供託し若しくは競売することがあります。

2　前項の規定による処分を行ったときは、遅滞なくその旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　第一項の規定による処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

4　当店は、第一項の規定により競売したときは、その代価の全部又は一部を運賃等並びに指図の請求及び競売に要した費用に充当し、不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付し、又は供託します。

## 第六章　指図

（指図）

第十三条　荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2　前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡した時に消滅します。

（指図に応じない場合）

第十四条　当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認めるときには、前条第一項の規定による荷送人の指図に応じないことがあります。

2　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

## 第七章　事故

（事故の際の措置）

第十五条　当店は、荷物の全部の滅失を発見したときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

2　当店は、荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分のき損を発見したとき、又は荷物の引渡しが見積書に記載した引渡日より遅延すると判断したときは、遅滞なく荷送人に対し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

3　当店は、前項の場合において、指図を待ついとまがないとき、又は当店の定めた期間内に指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって運送の中止又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をします。

4　当店は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

5　第二項の規定にかかわらず、当店は運送上の支障が生ずると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

6　当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

7　当店は、荷物の一部の滅失又はき損を発見したときは、荷送人の指図を求めずに運送を続行した上で、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（危険品等の処分）

第十六条　当店は、荷物が危険品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるものであることを運送の途上で知ったときは、荷物の取卸しその他運送上の損害を防止するための処分をします。

2　前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

3　当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

（事故証明書の発行）

第十七条　当店は、荷物の滅失、き損又は遅延に関し、証明の請求があったときは、荷物を引き渡した日（滅失のときは見積書に記載した引渡日）から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

## 第八章　運賃等

（運賃及び料金）

第十八条　運賃及び料金並びにその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。

2　運賃及び料金並びにその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示します。

3　当店は、申し込みを受けた運送に附帯するサービスを行ったときは、これに係る料金を収受します。

（運賃等の収受）

第十九条　当店は、荷物を受け取るときに見積書に記載された支払方法により、荷送人から運賃等を収受します。

2　当店は、次の事項を記載した請求書に基づき運賃等を請求します。

一　運賃等の請求相手方の氏名又は名称、住所及び電話番号
二　発送地及び到達地の地名、地番及び連絡先電話番号
三　運賃等の合計額及びその内訳（運賃等の内容ごとに区分してわかりやすく記載します。）
四　当店の名称、住所、電話番号及び問い合わせ窓口電話番号
五　その他運賃等の収受に関し必要な事項

3　前項各号について、当店は見積書に記載した内容に準拠して記載します。ただし、見積りを行った後に当該内容に変更が生じた場合は、当該変更に応じて所要の修正を行います。

4　前項ただし書の場合において、変更が生じた結果、実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等の合計額と異なることとなった場合の修正については、次の各号に基づき行います。

一　実際に要する運賃等の合計額が見積書に記載した運賃等（以下「見積運賃等」という。）の合計額より少ない場合　実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正します。
二　実際に要する運賃等の合計額が見積運賃等の合計額を超える場合　荷送人の責任による事由により見積運賃等の算出の基礎に変化が生じたときに限り、実際に要する運賃等の合計額及びその内容に修正します。

5　当店は、第一項の規定にかかわらず、荷物を引き渡した後に荷受人等から運賃等を収受することを認めることがあります。この場合においては、第二項から前項までの規定を準用します。

（事故等と運賃、料金）

第二十条　当店は、第十三条第一項の規定により処分をしたときは、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受し、並びに当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

2　当店は、第十五条第二項及び第三項の規定により処分をしたときは、事故等が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、その処分に要する運賃、料金その他の費用を収受します。

3　当店は、荷物の一部の滅失若しくはき損又は遅延が生じた場合において申込みに係る運送を続行した場合は、運賃等の全額を収受します。

4　当店は、第十五条第一項に規定する荷物の全部の滅失又は同条第二項に規定する荷物の相当部分の滅失又は全部若しくは相当部分のき損が生じた場合は、当該事故が荷送人の責任による事由又は荷物の性質若しくは欠陥により生じた場合に限り、当店が既に行った運送及びこれに附帯するサービスに要した運賃等を収受します。

5　第一項、第二項及び第四項の場合において、当店が既にその荷物について運賃等の全部又は一部を収受している場合には、第一項、第二項又は第四項の規定により当店が収受することとしている金額に充当し、余剰があるときは払い戻します。

（解約手数料又は延期手数料等）

第二十一条　当店が、解約手数料又は延期手数料を請求する場合は、その解約又は受取日の延期の原因が荷送人の責任によるものであって、解約又は受取日の延期の指図が見積書に記載した受取日の前々日、前日又は当日に行われたときに限ります。ただし、第三条第７項の規定による確認を行わなかった場合には、解約手数料又は延期手数料を請求しません。

2　前項の解約手数料又は延期手数料の額は、次の各号のとおりとします。

一　見積書に記載した受取日の前々日に解約又は受取日の延期の指図をしたときに見積運賃等（料金にあっては、積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要するものに限る。次号及び第三号において同じ。）の二十パーセント以内
二　見積書に記載した受取日の前日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき見積運賃等の三十パーセント以内
三　見積書に記載した受取日の当日に解約又は受取日の延期の指図をしたとき見積運賃等の五十パーセント以内

3　解約の原因が荷送人の責任による場合には、解約手数料とは別に、当店が既に実施し、又は着手した附帯サービスに要した費用（見積書に明記したものに限る。）を収受します。

4　第一項ただし書の規定は、前項の費用の収受について準用します。

## 第九章　責任

（責任と挙証等）

第二十二条　当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者が、荷物の荷造り、受取、引渡し、保管又は運送に関し注意を怠らなかったことを証明しない限り、荷物その他のものの滅失、き損又は遅延につき損害賠償の責任を負い、速やかに賠償します。

（免責）

第二十三条　当店は、次の事由による荷物の滅失、き損又は遅延の損害については、損害賠償の責任を負いません。

一　荷物の欠陥、自然の消耗
二　荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三　ストライキ若しくはサボタージュ、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四　不可抗力による火災
五　予見できない異常な交通障害
六　地震、津波、洪水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
七　法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
八　荷送人又は荷受人等の故意又は過失

（引受制限荷物等に関する特則）

第二十四条　第四条第二項各号に掲げる荷物については、当店がその旨を知って引き受けた場合に限り、当店は、当該荷物の滅失、き損又は遅延について、損害賠償の責任を負います。

2　貴重品、壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等運送上の特段の注意を要する荷物（第四条第二項各号に掲げるものを除く。）については、荷送人が第八条第一項の規定によるその有無の申告をせず、かつ、当店が過失なくしてその存在を知らなかった場合は、当店は、運送上の特段の注意を払わなかったことにより生じた当該荷物の滅失若しくはき損又は当該荷物により生じた他の荷物の滅失、き損若しくは遅延について、損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第二十五条　荷物の一部の滅失又はき損についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から三月以内に通知を発しない限り消滅します。

2　前項の規定は、当店がその損害を知って荷物を引き渡した場合には、適用しません。

（損害賠償の額）

第二十六条　当店は、荷物の滅失又はき損により直接生じた損害を賠償します。

2　当店は、遅延により生じた損害については、次の各号の規定により賠償します。

一　見積書に記載した受取日時に荷物の受取をしなかったとき　受取遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
二　見積書に記載した引渡日に荷物の引渡しをしなかったとき　引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。
三　第一号及び第二号が同時に生じたとき　受取遅延及び引渡遅延により直接生じた財産上の損害を運賃等の合計額の範囲内で賠償します。

3　前項の規定にかかわらず、当店の故意又は重大な過失によって荷物の受取又は引渡しの遅延が生じたときは、当店はそれにより生じた損害を賠償します。

（時効）

第二十七条　荷物の滅失、き損又は遅延についての当店の責任は、荷受人等が荷物を受け取った日から一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2　前項の期間は、荷物の全部が滅失した場合においては、見積書に記載した引渡日からこれを起算します。

3　前二項の規定は、当店がその損害を知っていて荷受人等に告げなかった場合には、適用しません。

（連絡運輸又は利用運送の際の責任）

第二十八条　当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この運送約款により当店が負います。

（荷送人又は荷受人等の賠償責任）

第二十九条　荷送人又は荷受人等は、自らの故意若しくは過失により、又は荷物の性質若しくは欠陥により当店に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、荷送人又は荷受人等が過失なくしてその性質若しくは欠陥を知らなかったとき、又は当店がこれを知っていたときは、この限りでありません。

# あなたの暮らしを、もっと シンプルに！ もっと効率よく！

引越しはもちろん家の片付け、 不用品整理 まで。厄介な作業は全ておまかせください。
引越家マックが全面 サポートいたします。




## 節約コース

小物の荷造りと荷解きをお客様でして頂く一般的なコースです。
お荷物の運び出し・運搬・設置は、弊社にて対応いたします。
大物家具・電化製品類は、お客様の指定の場所へ設置いたします。

- 搬出
- 運搬
- 設置



## 梱包コース

節約コース+荷造りコースです。
荷造りから設置まで、弊社にて対応いたします。
お客様にして頂くのは荷解きのみです。

- 小物類荷造り
- 搬出
- 運搬
- 設置



## らくらくコース

まるごと全てお任せコースです。
荷造りから荷解きまで、弊社にて対応いたします。
お客様の手間といえば、大物家具類の指定場所を決めて頂くだけです。

- 小物類荷造り
- 搬出
- 運搬
- 設置
- 小物類荷解き



## 生前・遺品整理コース

### 生前整理コース

何年も片付けられない荷物はありませんか？引越家マックでは、お片付け、生前整理、離婚整理、ハウスクリーニングなど幅広いサービスを展開しています。手に負えないお掃除は暮らしサポートのプロ、マックにお任せください。

**整理収納・お片付け**
●生前整理 ●写真の供養
●シロアリ駆除 など

**ハウスクリーニング**
●お風呂 ●エアコン掃除
●キッチン ●換気扇 など

**工事**
●電機工事
●家の解体工事
各種工事ご相談ください

**不要品買取**
●ブランド品
●電化製品 他
宅配買取OK!

### 遺品整理コース

故人の思い出の品や、残しておきたい物を遺品と不用品に分けて整理いたします。

**オプション**
●遺品の供養 ●お部屋のクリーニング
●リフォーム ●シロアリの駆除
●自転車バイクの陸送 ●形見の保管・配達(海外もOK)
●リサイクル品の買取・引取り ●行政手続きの代行 ●お仏壇の洗浄
etc...

**Ⓐコース**
お客様で荷物を選別して箱詰めしていただきます。必要な物は指定の住所に配達OK!

**Ⓑコース**
お客様と一緒に荷物の選別をしていきます。

**Ⓒコース**
お客様が立会い出来ない場合に弊社スタッフにより荷物を梱包し、倉庫にて保管します。

## 荷造りのポイント！

### ダンボールの底面は、底抜けを防止する為に十字にガムテープを貼ります。



ダンボールの底に掛かる荷重は真ん中に集中します。真ん中を補強する意味で十字貼りにします。
※互い違いに組んだだけだと、必ず底抜けします。

### ダンボールを閉じるときは、必ず中身を表記しましょう。

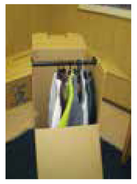


箱詰めの時に引越後に設置する場所を書き込んでおくと、中身が分かりやすく荷解きがスムーズに！ご指定のお部屋までお運びします。中身の内容についても、出来るだけ細かく記入しておくと「あれが無い、これが無い」とならずに済みます。

### タンスの中身



衣類やタオル類であれば、そのままの状態にして下さい。ただ、当日に引出しを出してお運びする場合もございますので、見られては嫌な物、下着類等はダンボールに詰めておいて下さい。タンスの後ろも拭いておきます。



ハンガーケースは当日にお持ちします。当日までに荷物の整理をしておいて下さい。

注意！



加湿器・除湿器・ポットの水は抜いて下さい。

リモコン類は基本お客様にてお願いしています。箱詰めされる場合は必ず(すぐ開ける)など、記入をお願いします。

かばん類を間違って積み込みする事がありますので、触ってほしくない荷物や貴重品は場所を分けて、当日の作業員に指示して下さい。

# マックのお引越し
MAC's moving

## 搬入前に家具の裏にフェルトを貼ります。



搬入前に大切な家具を保護する為に家具の下に弊社オリジナルの家具用フェルトを貼って大切な家具を保護します。

## 養生



作業の動線は完全養生します。作業開始前・作業後とお客様と一緒に傷が増えていないか確認します。

## 白手袋



ガラス・カーテン・寝具類・ベッドマットに触れる時は必ず白手袋を着用します。作業用の手袋とは使い分けをしております。

## 冷蔵庫



冷蔵庫の運搬前に簡単な掃除を行います。マジックリンを使って丁寧に油汚れを拭き取ります。

## 着替え



新居に入る前に靴下と上着の着替えをして新居に入ります。

## 傷の防止

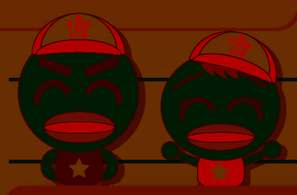


設置するダンボールの下に必ず傷防止のシートを敷いて作業します。又、壁から少し離して置くことで壁に傷をつけないように注意します。

## 傷の確認



搬出搬入前に必ず傷確認を行います。動線経路の入口は必ず作業開始前にお客様と確認し、作業終了後にも、お客様と確認をします。



# 大変な作業はプロにお任せ下さい！

## ハウスクリーニング

普段なかなか掃除しにくいところや手の届きにくいところも含めて家中まるごときれいにするサービスです。
自分でやろうとすれば時間も労力もかかってしまいますし、思ったような仕上がりにならないことも…
手に負えないお掃除はくらしのサポートのプロ、引越家マックにお任せ！

徹底的にきれいにします！




・フローリングをピカピカに磨いたり
・エアコンのフィルターを掃除したり
・浴室や水回りのカビ　・キッチンのレンジフードの油汚れ　etc...

## 電気工事・外構工事

エアコン等、協力会社で対応いたします。
1年間の工事保証有。
お部屋・お庭のリフォームも承っております。荷物整理と同時に気分一新しませんか？ご相談くださいませ。

## 多彩なオプション用意しております。

- バイク買取
- ピアノ配送・買取
- 事務所移転
- セコム・ＮＴＴ代理店
- ＴＶアンテナ移設・新設
- 特殊重量物運搬
- お仏壇洗浄
- 金庫・コピー機等
- 陸送
- 盗聴器発見調査　他

## 遺品整理サービス・生前遺品整理サービス

引越作業から培った気遣いやサービスで故人の遺品を、弊社の遺品整理士が整理します。
故人の思い出の品や、残しておきたい物をお客様よりお聞きし、丁寧に遺品と不用品を分けて作業し、買取りできる物は買取りします。

資格取得者が責任を持って作業致します！









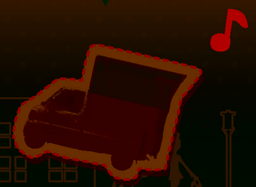




荷物の量や道順でトラックが決まります♪

マックのトラック truck

軽トラック



２ｔ車




３ｔ車




４ｔ車




４ｔロング車









































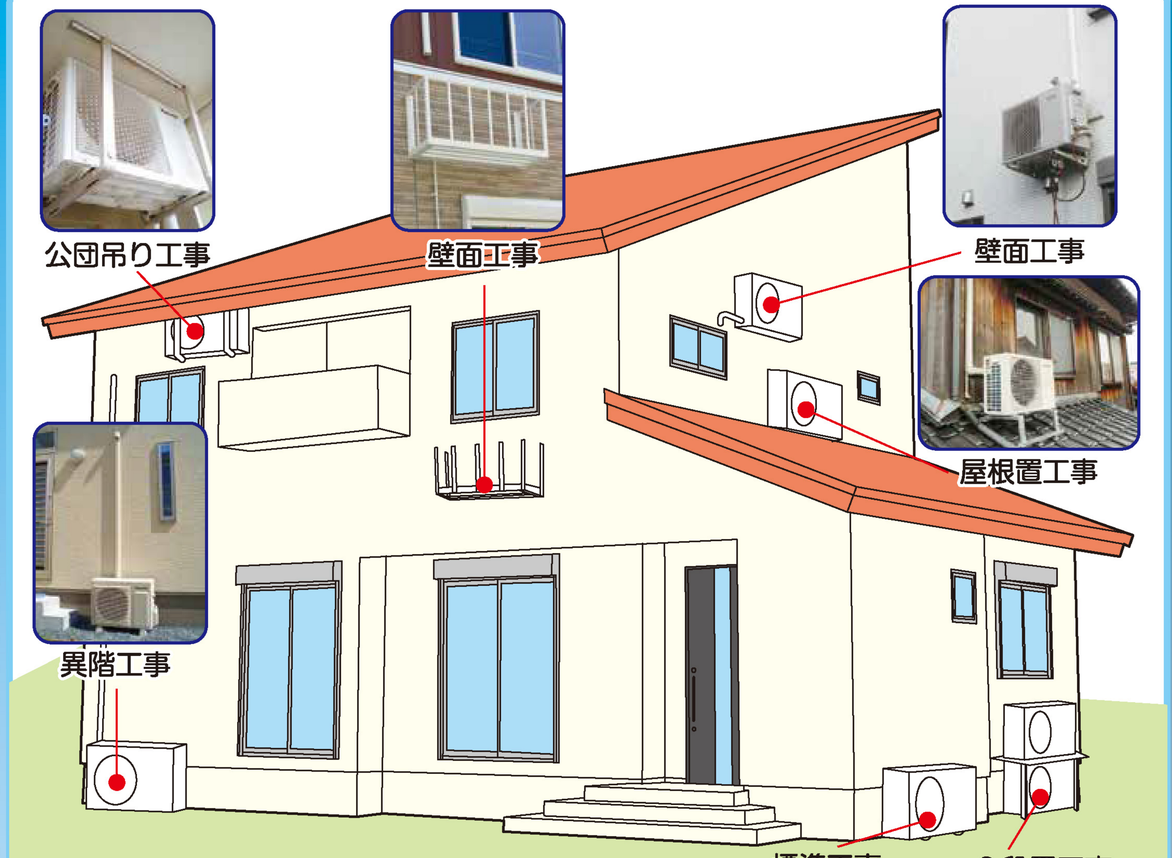
私は入社して10年になりますが、最初は営業職だけをしておりました。
営業だけで5年経過していた頃、お客様の意見が冷静に聞けるようになり実際に現場作業に出て、仕事が流れ作業ではなく最後まで接してみたいと考える様になりました。会社に希望し、実際に他の他の引越アドバイザーが成約したお客様の所に作業員として行きました。営業段階で私達が当たり前になっている事が、お客様には初めての方が多いので細かく説明しているつもりだったのに、あまり伝わっていない事に驚きました。

私はこの仕事の難しさを痛感し奥の深さを感じましたが仕事を続けて来れて良かったと思います。体力に自信が持てない年齢になりつつありますが、お客様がご満足いただける様にこれからも頑張ります。

吉田 浩



## エアコンの移設について








高所での作業の場合
別途作業料がかかる
場合がああります。





金具を購入の場合は工料がかからないですが､金具がある場合は工料がかかります。

### エアコンフリーカバーパック

**エアコン 5.6kw**

- 取外し
- 取付け
- 配管6m
- 部品3コ
- 電圧切替
- 化粧カバー5m
- コンセント交換(引越先のみ)
- プラブロック

**￥34,560**

### エアコン化粧カバーパック

**エアコン 5.6kw**

- 取外し
- 取付け
- 配管4m
- 部品2コ
- 電圧切替
- 化粧カバー2m
- コンセント交換

**￥27,000**

### エアコンパック

**エアコン 5.6kw**

- 取外し
- 取付け
- 配管6m
- 電圧切替
- コンセント交換

**￥21,600**

※地域によって金額が異なります。詳しくは担当まで




## かんたん お引越しチェックリスト

| | | | |
|---|---|---|---|
| １ヶ月前 | 現住所の大家への転出報告 | 室内の点検や敷金返還の話し合いをする。 | ☐ |
| ２週間前 | 電気・ガス・水道会社への連絡 | 窓口へ行くか、電話で引っ越し日を通知。 | ☐ |
| | 公共料金の銀行口座振替のストップ | 印鑑と通帳が必要です。 | ☐ |
| １週間前 | 住所転出届 | 旧住所の市区町村役所へ印鑑と国民健康保険証（加入者のみ） | ☐ |
| | 電話の移転 | 「116」へ電話し、現住所・新住所。工事希望日を伝える | ☐ |
| | 国民健康保険<br>福祉関係の手続き（児童手当・年金等） | 必要な証書などと印鑑と保険証、転出証明 | ☐ |
| | 口座の住所変更 | 取引銀行窓口へ。印鑑と通帳が必要です。 | ☐ |
| | 新聞の解約・精算 | 新聞店に解約の申し出、集金の依頼 | ☐ |
| | 転校届け（小・中学校） | 在学中の学校長から受け取った在学証明書類一式等 | ☐ |
| | ペット | 保健所で、印鑑・鑑札・予防注射済書・廃犬届・転入先で<br>登録して新たな鑑札を受ける | ☐ |
| | 郵便物の転送 | ハガキで新住所を知らせると向こう１年間転送される | ☐ |
| ３日～４日前 | 家賃の精算 | 残りの家賃や管理費、敷金の返還など | ☐ |
| | 水道料金の精算 | 引っ越しが日曜の場合は使用量を予測して、前日精算 | ☐ |
| | 電気・ガスの精算 | 引っ越し前に、当日までの精算可能 | ☐ |
| | 新聞の解約・精算 | 新聞店に解約の申し出、集金の依頼 | ☐ |
| 当　日 | 電気・ガス・水道の閉栓 | 各営業所からの担当者 | ☐ |
| | 電気・ガス・水道の開栓 | 各営業所からの担当者。ガスは立ち会いでないと開栓できない | ☐ |
| 引っ越し後 | 住居転入届 | 新住所の市区町村役所へ転出証明、印鑑 | ☐ |
| | 運転免許の住所変更 | 新住所の所轄警察署へ、新住民票、写真、免許証 | ☐ |
| | 自動車の登録変更 | 引っ越し先の陸運事務所へ、車庫証明、車検証、新住民表、<br>印鑑、車が必要です | ☐ |
| | 電気・ガス・水道・電話の銀行振替 | 取引銀行へ、新居での領収書、通帳、印鑑 | ☐ |
| | クレジットカードの住所変更 | クレジット会社へ電話連絡 | ☐ |
| | 各種保険の住所変更 | 生命保険・損害保険（自動車保険含む）会社等へ電話連絡 | ☐ |
| | 新聞購読の申込み | 電話連絡 | ☐ |
| | 転居先での挨拶 | 引越したその日のうちにご挨拶に伺うのが一般的です | ☐ |

MEMO

